

認定NPO法人に対する法人税・所得税・住民税・相続税の優遇措置について

認定特定非営利法人アジア太平洋心臓病学会
2020年6月5日

NPO法人アジア太平洋心臓病学会は2020年5月19日、「認定」を取得(京都市指令文地第34号)しました。寄付をしていただきますと法人税、住民税、相続税の優遇措置が適用されます。

個人による寄付

所得税の控除について

認定NPO法人に対する寄付は、確定申告を行うことで税金が還付されます。所得控除と税額控除から、いずれか有利な方を選択することができます。なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

所得控除

下記の計算式による金額が所得から控除されます。

寄付金合計 - 2000円 = 寄付金控除額

寄付金合計の上限は、所得額の40%です
所得税率は課税所得により異なります

税額控除

下記の計算式による金額が所得税額から控除されます。

(寄付金合計-2000円)×40% = 税額控除額

寄付金合計の上限は、所得額の40%です
税控除の対象となる寄付額は、所得税額の25%が上限です

多くの場合、税額控除を選択されると所得税額が少なくなり有利となります。一方、所得税率の高い方は、所得控除を選ばれると還付額が大きくなる場合もあります。確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

個人住民税の控除について(京都市民の方)

アジア太平洋心臓病学会が所在する京都市にお住まいの方は、所得税に加え、個人市民税の控除対象となります。なお、京都市以外の個人住民税の控除につきましては対象団体として確認ができておりませんのでご了承ください。

<対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%相当額が限度>

・税額控除:寄附金から2,000円を控除した金額の10%(市民税8%+府民税2%)を住民税額から控除

相続税の控除について

相続した財産の一部または全部をアジア太平洋心臓病学会に寄付した場合、寄付した財産分については、相続税が課税されません。

法人(企業等)による寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別に、下記の特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入できます。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 0.375\% + \text{所得の金額} \times 6.25\%) \div 2$

2012年4月施行の税制改正により、損金算入額限度額が拡大しました。

詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

税制優遇措置を受けるための手続き

所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整で申告することはできません。確定申告の際、アジア太平洋心臓病学会が発行した寄付金受領証明書を添付し申告してください。